（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第十八条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十九条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第四十五条第四項」の下に「、第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項」を加える。

（独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正）

第二十条　独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

（独立行政法人理化学研究所法の一部改正）

第二十一条　独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「研究所は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正）

第二十二条　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

第二十六条第一項第二号中「第四十四条」の下に「、第四十六条の二（第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）」を加え、「第四号」を「同号」に改める。

第二十七条第一項第一号中「第四十四条第四項」の下に「、第四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）」を加え、「前条第一項第四号」を「同号」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第二十三条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項後段を削る。

第十二条第六項第一号中「。第二十三条第二項第一号において同じ」を削る。

第十五条第一号中「第六号」を「第八号」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条第一項中「及び次項」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二号勘定、同条第五号」を「同条第四号」に、「（附則第二条第八項において「第五号勘定」という。）及び前条第六号」を「及び同条第五号」に改め、「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第三号」を「前条第二号」に、「（附則第二条第八項において「第三号勘定」という。）及び前条第四号」を「及び同条第三号」に改め、「（附則第二条第八項において「第四号勘定」という。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

第二十六条第二号中「若しくは第二号又は第二十三条第二項第一号若しくは」を「又は」に改め、同条第三号中「又は第二項」を削り、同条第四号中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

第三十三条第三号中「、又は第二十三条第二項の規定に違反して基金を運用したとき」を削る。

附則第五条の二第十一項の表第十六条第四項の項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に、「前条第六号」を「同条第五号」に改め、同条第十三項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第二十四条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条に次のただし書を加える。

ただし、通則法第四十六条の三第三項の規定による持分の払戻しを受けたことにより株式会社日本政策投資銀行が持分を有しないこととなったときは、この限りでない。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第二十五条　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一号中「通則法」の下に「第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は」を加える。

（独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正）

第二十六条　独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

（独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正）

第二十七条　独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

（国立大学法人法の一部改正）

第二十八条　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「第四十二条から」の下に「第四十六条まで、第四十七条から」を加え、同条の表第二十八条第二項の項を削り、同表第四十八条第一項の項を次のように改める。